

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の内容

- (1) 再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員の育児休業の取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上」の要件を廃止する。
- (2) 会計年度任用職員の部分休業の取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上」の要件を廃止する。
- (3) 育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、以下の措置を講じる。
 - ア 職員本人又はその配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業に関する制度その他の事項のお知らせ、育児休業の取得意向を確認するための面談その他の措置
 - イ 職員に対する育児休業に係る研修の実施、育児休業に関する相談体制の整備その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

2 新旧対照表

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（平成四年三月文京区条例第八号）

改正後（案）	現行
<p>第一条（略）</p> <p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第二条 育児休業法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一、二（略）</p> <p>三 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 <u>（削除）</u></p> <p><u>(1)</u> その養育する子（育児休業法第二条</p>	<p>第一条（略）</p> <p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第二条 育児休業法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一、二（略）</p> <p>三 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 <u>(1) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(2)</u> その養育する子（育児休業法第二条</p>

第一項に規定する子をいう。以下同じ。)が一歳六か月に達する日(以下「一歳六か月到達日」という。)(第二条の四の規定に該当する場合にあつては、二歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(2) 勤務日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ、ウ(略)

第二条の二から第十三条まで(略)

(部分休業をすることができない職員)

第十四条 育児休業法第十九条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員

二 勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)

(削除)

(削除)

(部分休業の承認)

第十五条 部分休業(育児休業法第十九条

第一項に規定する子をいう。以下同じ。)が一歳六か月に達する日(以下「一歳六か月到達日」という。)(第二条の四の規定に該当する場合にあつては、二歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(3) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ、ウ(略)

第二条の二から第十三条まで(略)

(部分休業をすることができない職員)

第十四条 育児休業法第十九条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員

二 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)

ア 特定職に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員

イ 勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

(部分休業の承認)

第十五条 部分休業(育児休業法第十九条

第一項の部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間（前条第二号の勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員のうち地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員にあっては、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、三十分を単位として行うものとする。

2、3（略）

第十六条から第十七条まで（略）

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第十八条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずるものとして規則で定める事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の規則で定める事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第十九条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 職員に対する育児休業に係る研修の

第一項の部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間（前条第二号ア及びイのいずれにも該当する非常勤職員のうち地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員にあっては、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、三十分を単位として行うものとする。

2、3（略）

第十六条から第十七条まで（略）

（新設）

（新設）

実施

- 二 育児休業に関する相談体制の整備
- 三 前二号に掲げる措置のほか、規則で定める育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

(委任)

第二十条 (略)

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(委任)

第十八条 (略)

(新設)